

建築物火災安全改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全改修、実施に向けた環境整備及びモデル的な取組に対する支援を行う。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

事業概要

○対象建築物

- (1) 以下のいずれかの条件に該当する3階以上の建築物
 - ・直通階段が一つである
 - ・直通階段等の竪穴部分が防火・防煙区画化されていない
- (2) 安全性向上ガイドラインで対象とする防火材料（不燃ウレタン等）が施工された建築物

○事業主体・内容・補助率

| 事業内容 | 事業主体・補助率 | |
|---|----------------|----------------|
| | 民間事業者等 (間接) | 地方公共団体 (直接) |
| ①火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・火災安全改修のための計画の策定 ・火災安全改修に係る普及啓発、専門家派遣等 | 国1/3 地方1/3 | 国1/2 |
| ②火災安全改修に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計計画 ・火災安全改修（※1） | 国1/3 地方1/3 | 国1/3 |
| ③火災安全改修に関するモデル事業（R8～R10） <ul style="list-style-type: none"> ・モデル的な取組（※2） | 国10/10 | 国10/10 |

※1：改修の結果、直通階段又は当該改修を行った各階が火災に対して避難上安全な構造となること、もしくは当該防火材料が火災に対して避難上の安全性が向上された構造となること。直通階段が一つの建築物の改修については、所有者は、各テナントに対し火災安全改修ガイドラインを周知すること等の要件を満たす必要。

※2：技術的な工夫又は事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修に関するモデル的な取組であること。事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること等の要件を満たす必要。

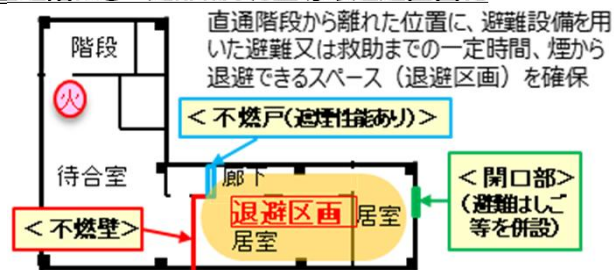
火災安全改修の概要

(1) 2方向避難の確保等

直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置

(又は)

直通階段と一定離れた室等の退避区画化



(1) 避難経路・上階の防火・防煙対策

直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化



(2) 避難上の安全性向上のための改修

対策例

被覆材の施工による延焼拡大の防止 スプリンクラーの設置による初期消火

